

## 第二次佐久市総合計画後期基本計画の施策目標設定に関する考え方

施策目標設定については、以下の基準に則り、設定することを基本とする。

### 1 原則的な考え方

平成 28 年度 (前期基本計画の基準値)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (後期基本計画の基準値)
3.12	3.11	3.14	3.22	3.18

施策全体の平均は、前期基本計画の基準値から後期基本計画の基準値までで 0.06 ポイント上昇している。

市としては、原則として、後期基本計画期間中も各施策で、前期基本計画と同様の伸び幅を目指すことを基本として、第二次佐久市総合計画の基本理念である『市民の実感から始まり、実感に結びつく『まちづくりを進める。

### 2 各施策の目標値設定根拠

(1)前期基本計画期間の上昇幅が全体の平均である+0.06 ポイント以上である施策

- ア 後期基本計画期間も、同様の上昇を目指す。
- イ 上昇幅の最大は、前期基本計画の施策全体の基準値 3.12(平成 28 年度)から前期基本計画中の施策全体の最大値 3.22(令和2年度)の差である+0.10 ポイントとする。

(2)前期基本計画期間の上昇幅が全体の平均である+0.06 ポイント未満である施策

- 前期基本計画期間の施策全体の上昇幅である、+0.06 ポイントの上昇を目指す。

(3)市長公約での政策転換に掲げられている事業が含まれる施策(今後、後期基本計画の重点プロジェクトとして位置付ける予定)や、市として特に注力している事業が含まれる施策

- 前期基本計画期間の施策全体の上昇幅の倍である、+0.12 ポイント上昇を目指す  
【該当施策】(14 施策)  
・男女共同参画社会/市街地/地域交通ネットワーク/工業/健康増進/保健活動/医療/少子化対策/母子保健/子育て支援・児童福祉/地球温暖化対策/防災/高度情報ネットワーク/地域間交流・国際交流

(4)満足度指数を下降させるような具体的な要因がある施策

- その要因について記載した上で、基準値をキープ(5年間で+0.01 ポイント以上の設定)することも認める。

(5)満足度指数が非常に高く、これ以上の満足度指数の上昇が見込めない施策(例えば、新たな事業展開を行わず、現状進めている事業を維持など)

- 基準値をキープ(5年間で+0.01 ポイント以上の設定)することも認める。